

2020年度
大阪市予算編成と
当面の施策に関する要望書

2019年12月25日
日本共産党大阪市会議員団

目次

1、大阪市廃止・分割、いわゆる「大阪都構想」は断念する……………	2
2、万博をテコに、巨大開発をともなう I R・カジノのための 「夢洲まちづくり構想」を見直す……………	2
3、震災・防災対策を抜本的に強める……………	2
4、市民のくらし・健康・福祉を最優先する地方自治体に……………	5
5、公営交通を守り、充実させる……………	14
6、憲法・子どもの権利条約にもとづく教育をすすめる……………	15
7、雇用の確保・安定につとめるとともに、中小企業の経営を守る……………	19
8、不要な巨大開発事業をやめ、住みよい街づくりを推進する……………	21
9、原発から自然エネルギーへの転換をはかる……………	26
10、安心・安全・低廉で安定した水道事業をすすめる……………	26
11、市民に信頼される清潔で公正な市政にする……………	27
12、「同和行政」を完全に終結する……………	27
13、平和施策を推進する……………	28

2019年12月25日

大阪市長 松井 一郎殿

2020年度大阪市予算編成と 当面の施策に関する要望書

日本共産党大阪市会議員団
団長 山中 智子

10月からの消費税増税が景気悪化に拍車をかける中、市民生活はあっという間に厳しさを増しています。市民のくらしが大変な時こそ、地方自治体の原点に立ち返り、あっという間に市民生活に寄り添わなければなりません。

ところが本市においては、くらしの応援や災害に強いまちづくり、中小企業への支援強化といった市民の切実な願いの実現よりも、2025年開催予定の万博と、それと一体で進めようとしているカジノに巨額の税金をつぎ込もうとしています。そればかりか、否決された大阪市廃止・分割構想を蒸し返し、大阪市の廃止に向けた議論に明け暮れる日々なのであり、この状況では山積する市政の課題に対応することは到底不可能です。

カジノ・万博などの巨大開発や大阪市廃止・分割に向け、前のめりになっている現市政においては、途方もない税金のムダづかいにより再び“負の遺産”を抱え込むのは必至であり、このような市民不在の政治が今後も続くのであれば、市民生活の厳しさに追い打ちをかける結果になることは、火を見るよりも明らかです。

「危険で莫大なお金のかかる、夢洲でのカジノや万博はやめてほしい。」「いつまでも制度いじりに、時間と労力と税金を費やしていないで、市民生活にしっかり向き合ってください。」これらが市民多数の声なのであり、市政運営の大きな転換が求められています。こうした立場から、2020年度予算編成ならびに当面の施策について、以下要望します。

1、大阪市廃止・分割、いわゆる「大阪都構想」は断念する

- (1) 特別区設置協定書を否決した住民投票の結果を重視し、大阪市廃止・特別区設置は断念する。
- (2) 広報での、大阪市廃止・分割の宣伝をやめる。
- (3) 「副首都推進本部」や「副首都推進局」は廃止する。

2、万博をテコに、巨大開発をとまなうIR・カジノのための「夢洲まちづくり構想」を見直す

- (1) 万博開催にあたっては、無駄な開発をおこなわず簡素な万博をめざす。
- (2) 万博開催を契機としたカジノを中核とするIR誘致のための開発を前のめりで進めない。賭博であるカジノ誘致は断念する。
- (3) 夢洲の土地利用については、本来の主旨にもとづく大阪港の浚渫土砂や建設残土、廃棄物を長期に受け入れる最終処分地として最大限活用し、緑豊かな緑地とするなど、地球環境にも役立つものに転換する。

3、震災・防災対策を抜本的に強める

- (1) 防災予算を大幅に増額し、南海トラフ巨大地震等に対する防災計画を拡充する。
 - ① 業務継続計画（BCP）は、海溝型地震だけでなく直下型地震にも対応したものとする。
 - ② 堤防等の耐震化計画は、南海トラフ巨大地震での最大級の震度、津波の高さに対応したものに見直す。
 - ③ 南海トラフ巨大地震の津波における湛水被害の区域・期間を地域防災計画に反映し対策を講じる。
 - ④ 台風・豪雨時の河川氾濫対策を確立する。
 - ⑤ 大阪湾岸部における火力発電所など危険物施設への安全対策を抜本的に強化する。
 - ⑥ 津波浸水予想地域に関しては必要な量の津波避難ビルの確保を急ぎ、避難を中心

としたソフト対策を早急に策定する。また、住民への周知徹底をはかる。

- ⑦ 震災時ハザードマップの活用など、地域の実情に合わせた防災マップをすべての町内会・自治会での作成を目標に取り組む。そのために、職員による援助、助言等ができる体制づくりと必要な財政措置をとる。
- ⑧ 視覚、聴覚、身体障がい者及び高齢者等の情報取得困難者へも災害情報が周知徹底できる対策を講じる。
- ⑨ 大阪市避難行動要支援者避難支援計画の要支援者への避難支援プラン（個別計画）策定を徹底し実効ある避難計画を講じる。策定にあたっては地域任せにせず、本市が専門職員を配置する等、責任を持って推進する。
- ⑩ 学校での防災教育を充実させる。

(2) 耐震改修促進計画を拡充・改善し、住宅の耐震化、公共施設、公的施設等の耐震化対策を急ぐ。

- ① 国の木造住宅耐震改修助成制度期限の延長を求め、耐震化率を高め、市の建築物耐震改修計画の目標を達成する。
- ② 耐震診断・耐震改修工事（一部屋耐震及び部分改修を含む）補助制度は、高齢者・障がい者や低所得者への上乗せなど補助率、補助額を増額して、市民負担を軽減する等の抜本的拡充をはかる。また手続きを簡略化するなどして、使いやすい制度にする。
- ③ 団地・マンションの耐震診断・耐震改修工事補助制度を抜本的に拡充する。
- ④ 家具等の転倒防止対策に関わる制度を創設し、特に、災害時要援護者については、専門家による家具の配置や固定方法等の助言などをおこなえるようにする。
- ⑤ 公共施設の耐震化対策を強化する。
 - 〈ア〉障がい者施設、病院、保育所、特養ホームなど福祉施設の耐震化を促進する。民間の施設の耐震化にあたっては、「特定建築物耐震改修等助成制度」の利用条件緩和を国に求め、小規模福祉施設などにも適用できるようにする。
 - 〈イ〉市営住宅の耐震診断に基づき、耐震改修工事をすみやかに実施する。
- ⑥ 避難所に指定されている地域の集会所等の民間建築物の耐震性を調査し、耐震性を確保する。公共性に鑑み、耐震補強工事費は全額助成する。

(3) 災害発生時の応急・復旧対策を抜本的に強化する。

- ① 職員削減ありきを改め、災害発生時の職員の参集体制を検討・強化する。
- ② 要支援者の安否確認ができる体制をつくる。
- ③ 災害発生時の帰宅困難者へ、適切な情報伝達と避難場所の確保、支援の強化をおこなう。自治体間連携による帰宅困難者避難訓練計画を策定する。

- ④ 災害発生時の家具・ガラス等による被害を低減するため、防止器具の普及・啓発を強化する。
- ⑤ 家庭用災害備蓄物資のさらなる普及・啓発をおこなう。
- ⑥ 公共施設内のエレベーター内に防災用品の設置をおこなう。民間施設にも補助制度を創設し促進をはかる。
- ⑦ すべての避難施設に災害用備蓄設備を整備する。また、アレルギー疾患等の慢性疾患患者や、人工透析患者等ための非常食などの備蓄や、個々の病気や障害の状況に合わせた薬品・用具を備蓄する。
- ⑧ すべての避難所に簡易トイレを備蓄する。また、広域避難場所においては、仮設トイレ汚水受け入れ施設の整備を急ぐとともにマンホールトイレ等の設置もすすめる。
- ⑨ 学校施設の給食室や家庭科室などにある調理器具を活用して炊き出し等ができるように、プロパンガスや簡易コンロなどを常備しておく。
- ⑩ 福祉避難所の対象となる要配慮者の概数が避難可能となる施設数を整備する。また、運営体制を強化する。

(4) 一部損壊等の被害を受けた被災者を支援する制度を整備する。

- ① 一部損壊以上の被害認定を受けた住宅・店舗・工場等の補修に対して、大阪市として独自の支給金制度をつくる。
- ② 大阪市耐震診断・改修補助事業の適用条件を緩和し、一部損壊や半壊の被害を受けた住宅でも活用できるよう改善する。
- ③ 被災者の転居費用を支援する制度をつくる。
- ④ 国保料・介護保険料・後期高齢者保険料などの減免制度を一部損壊被災者にも適用する。
- ⑤ 大阪府に対して木造住宅耐震補助制度の適用要件の緩和と予算枠の拡大を要望する。
- ⑥ 国に対して、被災者生活再建支援法の適用基準を見直すとともに、「一部損壊」世帯への支援対象の拡大、支給限度額の500万円への引上げを要望する。

(5) 消防力、救急体制の抜本的拡充を急ぐ。

- ① 消防の広域化はおこなわない。
- ② 「消防力の整備指針」の整備目標を達成する。
- ③ 「消防活動困難区域」への耐震性地下貯水槽の整備をいっそう促進する。その際、飲み水にも供用できる飲料用耐震性貯水槽の設置カ所も併せて増設する。
- ④ 救急隊は、救急出動件数の増加等を踏まえ、体制強化をはかる。また、救急車の

有料化、広域化はおこなわない。

- ⑤ 「救急安心センターおおさか」については、範囲拡大にふさわしい設備と人員体制を拡充させる。
- ⑥ 救急の受け入れ病院の確保に努め、救急車の長時間待機を解消する。
- ⑦ すべての公共的施設に自動体外式除細動器（AED）の設置をすすめ、維持管理を適切におこなう。

(6) 局地的大雨、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できる浸水対策を強化する。また、地下鉄及び地下街の、耐震化・津波浸水対策や河川氾濫、「ゲリラ豪雨」による浸水対策を抜本的に強化する。

(7) 梅田北ヤード2期地区は、市民の要望を取り入れて緑のオープンスペース、震災避難広場としても活用できるようにする。

4、市民のくらし・健康・福祉を最優先する地方自治体に

(1) 地域活動の充実・発展、地域の活性化のために全力をつくす。

- ① 地域活動協議会の活動に対する補助金は、100%支給とする。
- ② 地域活動への支援を中間支援組織任せにせず、地域専任の職員を配置するなどして、担い手づくりや課題解決にも取り組む。
- ③ 区民・市民の財産である市有地は売却ありきとせず、住民の要望を踏まえた活用をする。

(2) 地域福祉活動をいっそう充実させる。

- ① 福祉コーディネーター制度の拡充をはかる。
- ② ふれあい食事サービスや老人憩いの家などへの補助金の削減をやめ拡充する。
- ③ 区社会福祉協議会、市社会福祉協議会への補助金の削減をやめ拡充する。

(3) 区役所住民情報業務（窓口業務等）の民間委託をやめる。

(4) 高齢者の尊厳と命を守る医療を実現する。

- ① 高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」を廃止するよう国に求める。
- ② 後期高齢者医療保険料の独自減免制度の創設などを府広域連合に求めるとともに、大阪市も必要な財政措置をとり、高齢者の負担軽減策を講じる。

- ③ 後期高齢者医療保険料の減免特例措置の継続を国に求める。
- ④ 70～74才の高齢者の医療費窓口負担を1割に戻すよう国に求める。
- ⑤ 高齢者の医療費無料制度を創設するよう国に求める。

(5) 介護保険を安心して活用できる制度に改善する。

- ① 無資格者による報酬単価の低いサービス等をおこなう「新総合事業」は撤回する。
- ② 国庫負担を直ちに35%に引き上げるとともに、計画的に50%に引き上げるよう国に求める。
- ③ 一般会計からの繰り入れをおこない、1号被保険者の保険料を引き下げる。
- ④ 収入基準の緩和など、市独自の保険料減免制度を拡充する。
- ⑤ 施設運営の安定化と介護労働者の労働条件を改善するため、介護報酬を引き上げるとともに、介護報酬とは別枠で公費を投入し、介護労働者の賃金を月3万円以上引き上げるよう国に求める。
- ⑥ ケアマネージャー1人当たりの受け持ち基準を見直し、報酬を引き上げるよう国に求める。
- ⑦ 低所得者のすべての介護及び介護予防サービス利用料を3%に軽減する。また、居住費や食費などの施設利用料負担の軽減措置を講じる。
- ⑧ 介護認定について、高齢者の実態と認定結果に著しい乖離がないか、定期的に実態調査し、防止策を講じていく。
- ⑨ 「介護認定事務センター」をやめて、もとの区役所事務にもどす。介護認定は速やかにおこなう。
- ⑩ 「地域包括支援センター」は、地域密着型にふさわしい設置数に増やして、委託料を増額し、専門職の安定的な人材確保をおこなうなど、体制を強化する。
- ⑪ 待機者を早急に解消するため、特別養護老人ホームの建設については実態に見合うよう計画を立て、実施する。そのために、市遊休地の活用を図る。
- ⑫ 特養老人ホーム入所対象基準の改悪、「要支援」認定者の介護保険はずしや、利用料負担の増額など、改悪された介護保険制度を元に戻すよう国に求める。又、本市の裁量権を生かし、従来のサービス水準を低下させないようにする。

(6) 市独自の高齢者福祉施策をいっそう充実させる。

- ① 「敬老優待乗車証（敬老パス）」の利用乗車料金（50円）の徴収を中止し、元の無料制度にもどす。
- ② 上下水道料金福祉措置を復活させる。
- ③ 介護サービスから除外されている高齢者を対象に、その生活実態に則し、ヘルパーによる家事支援や介護ベッド・電動車いすの貸し出しなど、市独自に必要な介

護サービスを保障する。

- ④ 高齢者の外出支援サービスを実施し、訪問理美容サービスへの支援を復活させる。
- ⑤ 「高齢者住宅改修費助成事業」については、所得制限をなくし、助成限度額を引き上げるとともに、対象工事を拡大する。また、手続きを簡略にする。
- ⑥ 高齢者への家賃補助制度を新設する。
- ⑦ 「緊急通報システム」の協力者が得られない場合は行政の責任で配置する。高齢者福祉電話の基本料金等の無料化を復活させる。
- ⑧ 高齢者の在宅での「熱中症」対策として、クーラー設置補助・クーラー稼動電気料金補助制度を新設する。
- ⑨ 紙オムツなどの介護用品支給事業について、ヘルパー介護の単身者や入院・入所者も対象にすること、家族の所得基準を撤廃するなど、いっそうの拡充をはかる。

(7) 国民健康保険制度の改善をはかる。

- ① 国に対して、以下の項目について強く求める。
 - 〈ア〉 国庫負担率の引き上げをおこない、1兆円規模の公費拡充により協会けんぽ並み負担率にする。
 - 〈イ〉 保険料算定における平等割・均等割を廃止し、所得に応じた負担にする。
 - 〈ウ〉 都道府県単位の広域化は撤回する。
 - 〈エ〉 国保法における資格証明書交付義務付け条項を廃止する。
 - 〈オ〉 こども医療費助成等の本市独自施策を理由にした国庫支出金減額ペナルティーをやめる。
 - 〈カ〉 特定健診・特定保健指導状況に応じた後期高齢者医療制度交付金への制裁措置制度を廃止する。
- ② 府に対し、統一保険料の押しつけをしないよう要請する。
- ③ 市として一般会計からの任意繰り入れを継続し、住民の負担軽減を図る。
- ④ 保険料の算定にあたっては、被保険者の支出面なども考慮し、生活実態が反映されるものに改善するとともに、子どもに係わる均等割保険料を軽減する支援制度を創設する。
- ⑤ 国保料1人当たり年間1万円の減額をおこなう。
- ⑥ 短期保険証や資格証明書の発行はただちにやめる。
- ⑦ 保険料滞納世帯への短期保険証の窓口交付はやめ、すべて無条件に郵送にて交付する。
- ⑧ 保険料滞納世帯への財産調査・差押えはいっさいやめ、区役所窓口での個別事情に応じたていねいな納付相談に努め、強権的な取り立てはしない。子どものための学資保険の差押えはいっさいやめる。

- ⑨ 保険料減免制度の拡充をはかる。また、所得割の算定にあたっては、基礎控除に加え、高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの特別控除をおこなう。
 - ⑩ 所得減少による国保料所得割減免は、いつの時期の申請であっても年間賦課額に対する減免制度とする。
 - ⑪ 医療機関窓口での「一部負担の免除、減額又は徴収猶予」の制度について、基準をいっそう緩和し、対象枠を拡大する。
 - ⑫ 傷病手当・産休手当の給付制度を創設する。
 - ⑬ 特定健診の対象年齢を「30歳以上」に引き下げ、早期発見という本来の主旨にたち、かつての「基本健診項目」を含んだ健診を実施する。
 - ⑭ B型・C型肝炎ウイルス検診については、一定の基準を設けて繰り返しチェックできるシステムに改善し、「BUN（腎臓機能）」を加えるなど、検査項目を拡充する。
 - ⑮ 特定健診対象者への個別案内通知や中小零細企業・個人商店などの事業主・従業員への配慮など、特定健診の受診率を抜本的に高めるための手だてを講じる。
- (8) 年金給付の引き下げをやめるよう国に求める。また国負担による月額5万円以上の最低保障年金制度の導入など、安心できる年金制度へ改善することを国に求める。
- (9) 国に対して、入院ベッド削減などの「医療費抑制策」の中止を求める。
- (10) 大阪府福祉医療費助成制度は、患者負担の引き上げ、65才以上の対象者はずしをおこなわず、制度を拡充するよう府に求める。
- (11) こども医療費助成制度は、所得制限・一部負担金制度を撤廃する。国には制度創設、府に対しては制度の拡充を求める。
- (12) 妊婦が外来受診した際の窓口負担に上乗せされる妊婦加算の廃止を国に求める。当面、大阪市として妊婦加算部分の補助制度をつくる。
- (13) 子どもたちのすこやかな成長と父母が働きつづけられる条件整備をすすめる。
- ① 「子ども・子育て支援新制度」の改善を国に求める。
 - ② 公立保育所の休止・廃止計画を撤回するとともに、民営化計画を中止する。公立保育所をはじめ認可保育所を増やし、低年齢児枠の拡大に取り組み、すべての申請児が入所できるよう、待機児・利用保留児の解消をはかる。
 - ③ 「株式会社立保育所」は導入しない。

- ④ 保育所の面積基準を2011年度までの基準に戻す。
- ⑤ 保育所の一歳児保育士配置基準を5対1に戻す。
- ⑥ 給食・おやつの改善や保育時間の延長、老朽化や劣悪な施設の改修、建替えなど、保育内容と施設の改善をはかる。
- ⑦ すべての保育所に、栄養士、看護師を配置し、子どもの安静室をつくる。
- ⑧ 産休明け保育を公立でも実施する。
- ⑨ 乳幼児健康支援デイサービス事業の事業者を増やすとともに、補助金のあり方を実態に見合ったものに改め、大幅に増額する。
- ⑩ アレルギー疾患をもつ入所児への除去食の給食を実施している民間保育所への特別の補助をおこなう。
- ⑪ 0～2歳児の保育料・給食費を含む子育て世帯の経済的負担を軽減する。
- ⑫ 公営・民営ともに保育士の賃金引き上げなど、待遇改善をはかる。
- ⑬ 児童虐待ゼロをめざして、対策を強化する。

〈ア〉 児童相談所のケースワーカーや児童心理司の増員など、体制を抜本的に強化する。

〈イ〉 一時保護所について設備の改善や職員増をおこなう。

〈ウ〉 乳幼児家庭全戸訪問で面接できない家庭や、乳幼児健診で未受診の家庭を放置せず、状況をねばり強く把握し、必要な支援をおこなう。

〈エ〉 就労支援や相談体制の充実など、ひとり親家庭の生活安定に繋がる施策を強める。

〈オ〉 虐待防止、早期発見のためにも、子どもにかかわる地域の強力なネットワークの構築に行政が責任をもつ。

〈カ〉 児童養護施設、乳児院など、被虐待児の受け入れ施設の配置基準を抜本的に引き上げる。

(14) 子どもの放課後対策事業を充実させる。

- ① 「放課後子ども総合プラン」にもとづく各種支援事業を活用し、学童保育に対する補助金の増額など、留守家庭児童対策事業の拡充をはかる。特に19人以下の施設への補助金を増額し、20人以上の施設との格差を無くす。
- ② 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用する。
- ③ 障害児加算を増額する。

(15) 児童福祉法に定められた「児童館」を復活させ、当面、中学校区に1カ所の設置をめざす。

(16) 市政改革プラン（2.0）にもとづく市民利用施設の廃止、縮小は撤回する。

- ① クレオ（男女共同参画センター）の機能拡充をはかる。
- ② スポーツセンター、温水プールは24区の全区で存続させる。
- ③ 老人福祉センターの廃止・縮小はやめる。

(17) 生活保護行政は憲法の精神にもとづいておこなう。

- ① 国に対して以下の項目について強く求める。
 - 〈ア〉生活保護基準引き下げをやめる。
 - 〈イ〉改悪された生活保護法を元に戻す。
 - 〈ウ〉扶養義務者への援助強要はおこなわない。
 - 〈エ〉老齢加算を元に戻す。
 - 〈オ〉医療券を医療証に改める。
- ② 本市の生活保護行政を法に則って実施する。
 - 〈ア〉「申請時の助言ガイドライン」などによる申請権の侵害をやめる。
 - 〈イ〉「仕送り額のめやす」などによる行き過ぎた「扶養義務者」への働きかけをやめる。
 - 〈ウ〉収入申告を間違った受給者には、十分事情を聞きとり、親切丁寧な援助をおこなうと共に、根拠なく「不正受給」などの扱いはしない。
 - 〈エ〉ケースワーカーの人員体制は、正規職員で国基準を守るとともに、有資格者を配置し、経験者の育成、研修の強化など、憲法と生活保護法にもとづいた対応力の向上をはかる。
 - 〈オ〉警察OBの配置や監視カメラの設置などはやめる。
 - 〈カ〉写真付き「確認カード」の発行は直ちに廃止する。また、保管している顔写真は当事者に返却し、データを廃棄する。
- ③ 国に対する「医療費窓口負担の有料化」「失業者・高齢者等の適用範囲の縮小」「算定方式の変更による扶助費の削減」等の提案を撤回する。
- ④ 夏季・冬季一時金、市営交通料金等割引、上下水道料金福祉措置を復活させる。
- ⑤ 市民が自由に手にできるように区役所窓口にも、生活保護制度の「案内パンフレット」とともに申請書を置き、必要な人が生活保護を受けられるようにする。
- ⑥ 実態を無視した無理な就労指導や医療受給の抑制、子どもの進学断念を迫るような人権侵害は決しておこなわない。
- ⑦ 「特定健診」において「個別健診」しか認めないことや、申請しなければ受診券を交付しないなど、生活保護受給者への差別的扱いは中止する。
- ⑧ 生活保護受給者のフリーアクセス権を奪い、受療権を侵害する通院医療機関等確認制度（登録制度）は直ちにやめる。

- ⑨ すべての生活保護世帯にエアコン購入費の支給をおこなう。
- (18) 緊急援護資金の限度額を大幅に引き上げるとともに、行政が直接貸付事務をおこなうようにする。
- (19) 野宿生活者等の対策を抜本的に強化する。
- ① 野宿生活者の定期的（月 1 回）な巡回相談をおこない、自立支援のための働きかけを強める。また、病弱・高齢などで就労できない人には生活保護を適用する。
 - ② 自立支援センターは、個室化するなど処遇改善し、増設する。また、入居者については、「臨時のつなぎ就労」の場を確保しつつ、職業訓練などと結び、正規雇用や長期雇用などの就労対策を援助する。
 - ③ 緊急雇用創出基金事業の拡充を国に求めるとともに、「あいりん」地域高齢者清掃事業などの抜本的な拡充をおこなう。また、公的就労の機会を保障、拡大する。
 - ④ 野宿生活者等を支援する N P O 法人や民間ボランティア団体の活動を援助する。
- (20) 障がい者対策を抜本的に充実させる。
- ① 国に対して、以下の点について障がい者対策の制度改善をはかるよう要望する。
 - 〈ア〉「応能負担」の原則を貫く。
 - 〈イ〉障がい者（児）福祉施設への報酬は「月払い」制度にする。
 - 〈ウ〉施設経営者の経営基盤の安定化と職員の労働条件改善をはかるために報酬を引き上げる。
 - ② 障がい程度区分の認定については、障がい者本人の障がい程度の正確な反映を期するとともに、家族の実態もふまえた認定となるようにする。
 - ③ 介護給付・訓練等給付・自立支援医療などの利用者の負担については、実態に見合ったものになるよう、次の市独自の施策を実施する。
 - 〈ア〉月額負担上限額を国基準より低く設定し、差額を補助する。
 - 〈イ〉個別減免制度の拡充をはかる。
 - 〈ウ〉補足給付によって手元に残る金額が 5 万円以上となるよう、市が独自に補足する。
 - ④ 移動支援事業については、利用目的による制限を原則としてなくすようにする。
 - ⑤ 重度・重複障がい者のための通所更生施設、授産施設、福祉工場、グループホーム、通勤寮を新增設する。
 - ⑥ 肢体不自由児療育施設や障がい児の通所施設などに、重度加算金・重症児指導費等の補助をおこなう。また、通所についても保障する措置を取る。
 - ⑦ 成人障がい者のための生活施設を増設する。

- ⑧ 「発達障害者支援法」にもとづき、市として乳幼児期からの健診等の充実で、早期発見、早期支援ができる仕組みや専門的な医療機関の確保など、必要な体制をつくる。また、「発達障がい者（児）手帳」の導入など、発達障がいの独自の障がい認定制度の導入を国に求める。
 - ⑨ 重度障害者見舞金を復活させる。
 - ⑩ 障がい者のタクシーチケットは、無条件にすべてのタクシーで利用できるように改める。
 - ⑪ 舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設は継続する。
 - ⑫ 大阪市として「障がい者に準ずる」認定は、介護保険制度で「要介護」の認定を受けたすべての高齢者まで対象を拡大し、税法での「障がい者控除」を受けられるようにする。同時に、「障がい者控除認定書」があれば、文化施設等の現行の障がい者サービスを受けられるようにする。
 - ⑬ 重度・重複障がい児等で、タクシー通学の必要のある児童については、市が補助してタクシー通学を保証する。
- (21) 社会福祉施設利用者（児）の豊かな処遇を保障するために、民間施設の職員配置は、大阪市基準を適用し、必要な助成をおこなう。
- (22) 住吉市民病院跡地に行政の責任で、住吉市民病院が担っていた小児・周産期の医療機能を引き継ぐ公立病院を建設する。公立病院ができるまで、空白期間をつくらないうちに暫定運営をする。その際、入院病床を設ける。
- (23) 保健所等の機能を充実させる。
- ① 保健所や保健福祉センター機能強化のため、各区の保健部門の責任者は医師をあてるとともに、「食品偽装」「新型感染症」等々の対策を強めるために、保健師・精神保健相談員・高齢者相談員・検査技師・衛生監視員等を増員する。
 - ② 地域密着型の公衆衛生活動を推進するために、区役所での公衆衛生機能の強化、衛生・環境等の監視員の配置による体制強化を早急にはかる。
 - ③ 保健所とすべての保健福祉センターに、常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置するなど、乳幼児から高齢者まで一貫した口腔保健対策を確立する。
- (24) 環境科学研究所と、府立公衆衛生研究所はそれぞれ直営に戻す。
- (25) 市民健診や感染症対策をさらに拡充・強化する。
- ① ガン検診について、受診者負担を無料にするとともに、以下の点を創設・拡充す

る。

〈ア〉 55才以上の男性を対象としたP S A（前立腺特異抗体）による前立腺ガン検診を実施する。

〈イ〉 子宮ガン検診を年一回の制度に戻し、体部検診も対象とする。

- ② ウイルス性肝炎・肝硬変・肝ガン患者への医療費助成制度を、一刻も早く実現するよう国に求める。
- ③ 結核・エイズなど、感染症対策の予算を増やし、対策を強化する。
- ④ 新型インフルエンザ等予防接種への市独自の補助制度を創設する。
- ⑤ 「ナイスミドル検診」を復活させる。

(26) 難病対策を拡充させる。

- ① すべての難病治療での患者の一部負担をなくすとともに、難病患者が安心して療養できるよう支援施策の充実を国に求める。
- ② 特定疾患治療研究事業については、補助対象をさらに拡大するよう国に求める。
- ③ 2018年4月に政令市移管された難病対策について、事業推進に必要な人員の確保など体制を整える。
- ④ 難病見舞金を復活させる。
- ⑤ 難病患者の通院交通費の補助制度をつくる。
- ⑥ 有効に機能させることができる「難病センター」の建設に向けて、可能な限りの援助をおこなう。
- ⑦ 難病患者の市職員採用の窓口を広げる。
- ⑧ 在宅酸素療法に必要な「酸素供給機器」の無料貸出制度をつくり、機器稼働電気代を公費で助成する。
- ⑨ 「在宅血液透析」利用者への電気・水道代等の助成制度をもうける。

(27) ひとり親家庭への施策の拡充をはかる。

- ① 母子貸付資金の手続きを簡素化し、利用の促進をはかる。
- ② 大阪市立のスポーツ施設や文化施設が利用しやすいように、ひとり親家庭割引制度をもうける。
- ③ 「みなし寡婦（夫）控除」の所得制限を撤廃する。
- ④ ひとり親世帯を対象とした交通乗車料金割引制度を実施する。

5、公共交通を守り、充実させる

- (1) 地下鉄・バスは、市民にとって大切な公共交通である。安全の確保とサービスの維持・拡大に市として責任を持つ。
- (2) 8号線今里以南は市会決議にもとづき早期に着工する。
- (3) 浸水対策を急ぐとともに、災害時の対応について啓蒙・啓発につとめる。
- (4) 地下鉄全区間の運賃を値下げする。
- (5) バスの路線・便数について、すべての市民の移動を保障する立場で抜本的に拡充する。廃止路線は直ちに復活させる。
- (6) バスロケーションシステムをすべてのバス停に整備する。
- (7) コミュニティバス構築に市が責任を持ち、区役所と連携し、住民とともに身近な移動手段の拡充につとめる。
- (8) 「バリアフリー社会」を築くための施設・設備の改善を急いでおこなう。
 - ① 地下鉄駅の安全対策のために、ホームドアや可動式ホーム柵をすべての路線・駅に設置する。また、駅員を増やし、乗客の安全を確保する。
 - ② 地下鉄駅エレベーターの2ルート建設に向けての計画を策定する。
 - ③ すべての地下鉄駅のトイレを、障がい者や高齢者にやさしく、きれいなものに早急に改修する。
 - ④ 廃止されたバスターミナルを復活するとともに、すべてのバスターミナルに車椅子トイレを設置する。
- (9) 現金でもバス・地下鉄の乗継割引が適用されるようにする。
- (10) 駅構内や車内の広告についてパチンコ店など射幸心をあおるものの掲示をやめる。
- (11) 地下鉄構内の歩きスマホ対策を強化する。

6、憲法・子どもの権利条約にもとづく教育をすすめる

- (1) 競争と統制を激化させる教育行政基本条例と学校活性化条例は廃止し、学校現場への不当な政治介入をしない。
- (2) 校長公募は直ちにやめる。
- (3) 区長兼任の区担当教育次長は廃止する。
- (4) 小中学校選択制は廃止する。
- (5) 保護者・関係者の声を無視した乱暴で強引な学校統廃合はおこなわない。
- (6) 公教育の責任を放棄する小中学校・高校の公設民営化の方針は撤回する。
- (7) まだ検証が不十分な小中一貫校・義務教育学校の設置方針は撤回する。
- (8) 内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押付けはおこなわない。また、「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史教育を歪める動きに反対し、真理と歴史の事実にもとづく平和教育をおこなう姿勢を貫く。
- (9) 義務教育費国庫負担率は、もとの2分の1にもどすよう国に求める。
- (10) ゆきとどいた教育をすすめるため、1クラス30人以下学級を強く国・府に求めるとともに、本市独自に早期に少人数学級の実現をはかる。当面、小・中学校の全学年で35人学級をただちに実施する。障がい児の在籍で、実質41人以上となる学級の解消をはかる。
- (11) 「習熟度別授業」の画一的な押付けはおこなわない。
- (12) 子どもたちと学校を点数競争にかりたてる学力テストの学校別結果は公表しない。全国いっせい学力テストへの参加はやめる。市内統一テストはやめる。また、テストの結果を教員評価として扱わない。

- (13) チャレンジテストの中止を府に求める。
- (14) 学校の民主的運営を阻害する教職員の評価・育成システムは中止する。
- (15) 教育条件整備の充実をはかる。
- ① 全学校園の体育館・講堂に空調設備を設置する。
 - ② 校長経営戦略予算はやめ、学校維持運営費を大幅増額して、教育環境の向上をはかる。
 - ③ すべての私立学校・園への私学助成を拡充する。
 - ④ 老朽校舎は早急に建て替えを実施する。プール、特別教室、トイレなど、老朽施設の改修をすみやかにおこなう。
 - ⑤ 障がい児に適した養護学級教室への改修、エレベーター・障がい児用のスロープ・階段の手すり・洋式トイレなどの設置をすすめる。
 - ⑥ プールの安全管理を徹底する。
 - ⑦ 難聴児に対する、デジタル補聴援助システム（マイクと受信機など）を整備する。
- (16) 学校園・地域における安全確保等をすすめるため、通学路にガードパイプを設置するなどのハード面の整備をおこなうとともに、安全指導員を学校に配置する。また、登下校時の地域住民による安全見守り活動を行政として支援する。
- (17) 幼稚園教育の充実をはかる。
- ① 市立幼稚園の民営化・廃園はおこなわず、希望するすべての子どもたちが入所できるようにする。
 - ② 3歳児保育の実施園を拡大する。
 - ③ 幼稚園就園奨励費の拡充をはかるなど、私立幼稚園教育の充実をはかる。
 - ④ 預かり保育は保護者負担の軽減をはかる。
 - ⑤ 給食費等を含め、経済負担の軽減につとめる。
 - ⑥ 教職員の待遇を改善する。
- (18) 教職員の増員と配置について
- ① 教員採用を計画的におこない、正規採用教員を増やすようにする。また、定員内臨時的任用教員はなくし、すべて正規採用とする。
 - ② 教員の負担軽減をはかる。
 - ③ 病欠・産休等の代替講師はすみやかに配置するため抜本的対策をおこなう。
 - ④ 障がい児学級の教員を増員する。また、養護教諭をすべての学校に複数配置する。

- ⑤ 発達障がい児童に求められる、教育・対応が充分保障できる人員を配置し、必要な教室・教材・備品を確保する。
- ⑥ 学校図書館の充実のためにすべての学校に専任、専門、正規の図書館職員を配置する。
- ⑦ 児童・生徒の実情や教育現場の実態をふまえて、公正で適正な加配をおこなう。
- ⑧ 幼稚園に事務職員を配置するとともに、中学校市費事務職員を文部科学省の提言にもとづき復活する。
- ⑨ 「いじめ問題」の解決のためにも、大幅な教職員増と適正な人員を配置する。

(19) 豊かで安全、おいしい学校給食を教育の一環として充実させる。

- ① 給食費は無償化する。
- ② 学校給食の「民間委託」をやめる。
- ③ 中学校給食は、すべて自校調理方式にしていく。
- ④ 全校園に食堂（ランチルーム）を設置する年次計画をたてて建設する。
- ⑤ 調理員の増員をはかるとともに、食育推進のため栄養士を全校に配置する。また、アレルギー対策を拡充する。

(20) 就学援助制度は、認定基準の緩和、支給内容などの拡充をはかる。

(21) 「大阪市こどもの生活に関する実態調査報告書」に基づき、こどもの貧困対策を抜本的に強化する。

(22) 旧市立特別支援学校は大阪市直営に戻す。

(23) 府に移管された特別支援学校について府に要望する。

- ① すべての教室、体育館に空調設備を設置する。
- ② 医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるよう条件整備をおこなう。
- ③ 聾学校幼稚部、知的障がい特別支援学校の教室を増設し、教室不足を解消する。聾学校の校舎、寄宿舎改築についての方針を早急に示す。
- ④ 標準法をふまえて学級編制をおこない、子どもたちの障がいの状況にあった教職員の加配をおこなう。
- ⑤ 通学条件を大幅に改善するため、スクールバスの小型化や増車、タクシー通学の導入で30分以内の通学（自宅～学校）を確保する。
- ⑥ 給食は、障がいの実態に見合った献立、調理が保障できるよう充実をはかる。

⑦ 府へ移管後悪化した教育環境を改善させる。

(24) 市立高校の教育条件を拡充する。

- ① 市立高校の廃止につながる府への移管計画は撤回する。
- ② 30人以下の学級（定時制20人）を早期に実現できるよう国や府に働きかけ、市独自でも早期に実施する。
- ③ 老朽校舎、老朽施設の改善や必要なグラウンドの確保など、教育条件整備につとめる。また、エレベーターの設置を早急におこなう。
- ④ 定時制高校の補食給食・教科書無償化を復活させる。
- ⑤ 市立高校奨学金については、拡充をはかる。
- ⑥ 市立高校新卒生の就職問題について、教育委員会に担当窓口をつくる。
- ⑦ 市立高校校舎等施設の耐震工事を早急におこなう。

(25) 市立デザイン教育研究所の廃止・民営化はしない。

(26) 公立大学法人大阪市立大学の研究・教育条件を拡充する。

- ① 府立大学、市立大学は、それぞれの大学開学の精神や歴史と特色を活かして存続・充実させ、統廃合はおこなわない。
- ② 交付金の増額を図るとともに、自由な学問・研究を保障する。
- ③ 附属病院の安定的運営につとめる。特に、高度医療機器の更新をはじめとして施設設備の拡充をすすめる。また、看護師を増員し、労働条件を改善する。
- ④ 教職員の労働条件の改善、福利厚生の実施をはかるとともに、教職員、学生にたいするメンタルヘルス対策を講じる。
- ⑤ 授業料減免制度を拡充し、学生の学ぶ権利を保障する。
- ⑥ 「安全保障技術研究推進制度」いわゆる軍事研究制度に参加しない。

(27) スポーツは「市民の権利」であることを明確にし、その振興をはかる。

- ① 市民スポーツ振興のために施設、設備の建設や指導者の育成、クラブや団体への助成など、思いきった予算措置を講じる。
- ② 小・中学校や市立高校の運動場・体育館・講堂・プールなどの施設の開放を民主的におこない、自主的なスポーツ活動の場を提供する。施設使用料は無料とする。

(28) 「子どもの権利条例」を制定する。また、「子どもの権利条約」の内容を児童・生徒、学校関係者に周知徹底するために全文パンフにして学ぶ機会をあたえる。

(29) 文化・芸術の振興をはかる。

- ① 旧大阪市音楽団は、大阪市直営に戻す。それまでの間、補助金は継続し抜本的に増額する。
- ② 「大フィル」・文楽への補助金削減をやめ、かつてのレベルに戻す。
- ③ 文化・芸術・芸能の専門家の活動支援を強化するとともに、小・中学校や高校の演劇鑑賞等への補助を拡充する。
- ④ 文化教育施設である博物館群にたいし、採算性・効率性を押し付ける地方独立行政法人化は撤回する。
- ⑤ 動物園は直営を継続する。

7、雇用の確保・安定につとめるとともに、中小企業の経営を守る

(1) 消費税を5%に減税するよう国にたいして働きかけをおこなう。

(2) 大阪市の公共料金の値上げはおこなわない。

(3) 大阪市として雇用対策を強力に推進する。

- ① 行き過ぎた本市職員の削減は中止し、過重労働による精神疾患などが生じないように、必要な人員を正規職員として確保する。技能職員のこれ以上の削減は中止し、新規採用凍結は直ちにやめる。
- ② 本市職員に対して2009年度以来おこなわれている部長級以上の職員給与カットはやめる。人事院勧告における民間給与実態調査にあたって、民間給与データのうち、スミノルフ・グラブス検定での外れ値を比較から除外する方式を直ちにやめる。
- ③ 「大阪市公契約条例」を制定し、官製ワーキングプアをなくすとともに、市民サービスや公共工事の質を向上させる。国に対しては、公契約法の制定を求める。
- ④ 国に対して、最低賃金を早期に時給1500円以上とするよう要望する。また、中小企業の賃上げに支援をおこなうよう国に求める。
- ⑤ 大阪市として「ブラック企業は許さない」のキャンペーンをおこなう。
- ⑥ ハローワークでの「ワンストップサービス」の拡充、および、労働者派遣法の抜本的改正を国に求める。
- ⑦ 大阪市として民間企業に正規雇用を強く働きかけるとともに、関経連・関西経済同友会・在阪大手企業などへ、「解雇4要件」の遵守および雇用確保の社会的責任を果たすよう強く働きかけ、身勝手なリストラをさせないようにする。

- ⑧ 未就労の青年の実態調査をおこなうとともに、職業訓練、就労セミナーの開催など、就労支援を強めるとともに、職業訓練履修までの間の生活費の支援などをおこなう。
- ⑨ 高卒未就職者の就労を確保するために、積極的に地元企業・経営団体へ協力を働きかけるとともに、新卒者採用の地元中小企業への、補助制度を創設する。
- ⑩ 離職者に対する「住居確保給付金」制度の周知徹底をはかる。

(4) 中小企業対策を抜本的に強化する。

- ① 中小企業、個人事業者の実態を把握し行政が適切に対応できるように、「事業所実態調査」を系統的におこなうとともに、産業創造館などでの受発注機会拡大事業を拡充する。
- ② 各区に融資相談などの窓口を設置し、専門的行政職員を配置して支援を強化する。
- ③ 同業種・異業種交流やネットワーク化などの自主的とりくみや技術開発等に財政的な支援をおこなう。
- ④ 産業集積ごとに、経営支援・技術支援のできる「ものづくり支援センター」をつくる。
- ⑤ 「住宅リフォーム助成条例」を制定する。
- ⑥ 中小業者への官公需発注率引き上げの目標をもち、70%以上に増やす。
- ⑦ 保育所、特別養護老人ホーム、市営住宅、公園、生活道路など市民生活密着型公共事業を市内中小企業に発注する。
- ⑧ 小規模事業者登録制度を創設する。行政区ごとに事業者登録をおこない、公共施設で生じる簡易な工事・修繕などについて区内業者発注をすすめる。
- ⑨ 本市発注公共事業における、受注業者の責任を明確にするとともに、下請け業者等を保護するしくみをつくる。
- ⑩ 現行の小規模企業共済制度に国庫負担を導入し、「休業補償」制度を創設するよう国に働きかける。

(5) 無秩序な大型店の出店を規制するとともに、商店街、中小業者への支援を抜本的に強化する。

- ① 「まちづくり三法」の抜本的見直しをはじめ、大型店の出店・撤退規制をもりこんだ法整備を国に求める。また、「大規模小売店舗立地法4条指針」を積極的に活用して、必要な規制措置を講じる。
- ② 商店街や個人営業者、中小小売業を「地域共有財産」と位置づけ、地域住民の生活環境の保持と商業・文化の継承・発展をすすめる。
- ③ 空き店舗対策については、諸施策の抜本的拡充を国に求めるとともに、財政的支

援を強める。

④ アーケード、カラー舗装の維持・補修・撤去への公的支援をおこなう。

(6) 中央市場、東部市場、食肉市場の活性化と卸・仲卸業者の営業を守る。

① 指定管理者制度は導入せず、大阪市直営で続ける。

② 中央市場の現行家賃は、深刻な消費不況のなかで経営に大きな負担となっている。賃料を値下げして、営業が続けられるようにする。

③ 水道料金は各戸検針・各戸収納に是正する。

④ 法改正に伴う制度改正については、市場関係者の意見を反映させ、食の安全、価格の安定という市場機能がそこなわれることのないようにする。

(7) 中小企業融資制度を利用しやすいものに改善する。

① 国に対して「責任共有制度」の廃止を求める。

② すべての制度融資について金利や保証料の軽減など、拡充・改善を図る。

③ 条件変更中や家賃・公共料金の支払いの遅れなどがある場合でも、追加融資など柔軟な対応を講じる。

④ 事業計画書を重視した融資制度や「低利借換え可能な保証制度」の拡充など、中小企業がいつでも利用できる緊急融資を創設する。

(8) 自営業者の家族従事者（業者婦人）の社会的・経済的地位の向上のために、市独自に実態調査をおこなう。所得税法第56条の廃止を国に強く求める。

(9) 生産緑地法のもとでの市内農業の保護、育成のために農家の実情に見合った農業振興策を講じる。

① 生産緑地内で安心して営農できるよう、日照、用水、通行等を確保するなど、生産緑地にたいする施策を積極的にこなう。

② 生産緑地の追加指定を希望する農家には積極的に指定をおこなう。

③ 宅地化農地にも営農意思が確認できる限り、農業振興策等を講じる。

8、不要な巨大開発事業をやめ、住みよい街づくりを推進する

(1) 企業を誘致するための過度な優遇策はおこなわない。

(2) 不要不急の淀川左岸線二期事業及び左岸線延伸部、なにわ筋線、夢洲への鉄道延伸

などの交通インフラ整備は中止する。

(3) リニア新幹線の建設は中止する。

(4) 国際コンテナ戦略港湾の名のもとで計画されている必要性の乏しい主航路16m浚渫や岸壁の延長はおこなわない。

(5) U S J 周辺区画整理事業の保留地は地権者大手企業やU S J などを買収を求める。大阪市が欠損金をかぶることのないよう、大企業・地権者に応分の負担を求める。

(6) 関西国際空港へは、いかなる名目であってもこれ以上の公金投入はおこなわない。

(7) 「梅田北ヤード」の財界主導の開発に対する公金投入や税の優遇策はやめる。また、大阪城公園PMO事業型の市民利用施設の運営委託はおこなわない。

(8) 小学校・区役所跡地など、市有地を民間に切り売りする計画は中止し、地域のニーズに応じて有効に利用する。

(9) 安心して住み続けられる街づくりのために市営住宅を増やし、充実させる。

① 指定管理者制度の導入は撤回する。

② 建て替え時に戸数減はおこなわず、新たにふやす計画をたてる。なかでも、福島区や中央区、西区など、市営住宅のない行政区には優先的に建設する。建て替え用地の民間への売却はやめ、市営住宅の建設にあてる。

③ 市営住宅に市の責任で消火器を設置する。居住者の要望にもとづき、エレベーター内の防犯カメラの設置やピッキング対策など防犯対策を強化する。エレベーター閉じ込め事故の再発防止対策を強化する。

④ 浴槽の設置は、入居時に公費でおこなう。

⑤ 単身者向け住宅や子育て支援、ひとり親家庭の募集枠を増やす。

⑥ 期限付き入居制度は導入しない。

⑦ 市営住宅の維持管理、バリアフリーの推進など、補修予算を拡充する。共用部分の維持管理は、市の責任でおこない、高齢化の進んだ自治会に依存しない。

⑧ 市営住宅附帯駐車場については、介護・医療・来客などのための一時駐車をはじめ、必要なスペースの確保をする。

⑨ 市営住宅家賃の福祉減免制度は、所得を基準にした元の制度にもどす。また、市営特別・特定賃貸住宅で減免制度をつくる。滞納者にも適用するよう制度を改善

し、制度そのものを周知する。

- ⑩ 家賃の滞納世帯については、機械的な対応は止め、分納期間を延長するなど、安易な強制執行はしない。
- ⑪ 11回落選特別措置は元にもどす。
- ⑫ 同居人の地位継承については、制限をもうけない。
- ⑬ 市営住宅での「独居死」防止プログラムを策定し、ケア付住宅など具体的施策をすすめる。

(10) マンションなど、民間住宅への援助を強め、安心して住み続けられる街にする。

- ① 新婚世帯向け家賃補助制度を復活させる。
- ② 分譲住宅購入融資利子補給制度を拡充する。
- ③ 建て替え支援など、民間分譲マンション居住者への援助を強める。
 - 〈ア〉大規模修繕、駐輪・駐車場の増設、集会所の新設及び改築などへの助成制度をつくる。また、階段手すりやエレベーター設置など、バリアフリー化の助成制度をつくる。
 - 〈イ〉通路・道路など、共有地への固定資産税・都市計画税の減免制度の拡充と条件緩和をおこなう。
 - 〈ウ〉水道メーターの水道局への移管を望まないマンションにも公的支援をおこなう。
 - 〈エ〉防犯カメラの設置補助制度は、エレベーターや駐車場などにも設置できるよう改善すると共に予算を増額し、改善する。

(11) 国に対して、UR賃貸住宅再編、雇用促進住宅廃止などを見直し、公的責任を果たすように働きかける。

(12) 地域活動施設や公衆浴場などの固定資産税の減免制度を元に戻す。

(13) 大気汚染防止対策を抜本的に強化するとともに、公害被害者に対する新しい救済制度を早期に確立する。

- ① NO₂環境基準の達成目標値は0.04ppm以下とする。そのために、大規模事業所の保有する自動車を対象に排ガス総量規制をおこなう。
- ② PM_{2.5}対策を強力に推しすすめるために、現行の全測定点（自排・一般）に測定器機を設置し、そのデータ集積と解析、対策に責任を持っておこなう。
- ③ 未認定・未救済の公害健康被害者を救済するための新しい制度をつくる。そのためにも患者の声を十分聞き、その実態を把握する。

④ 小児ぜん息患者の実態を調査し公表する。

(14) 土壌汚染対策法の趣旨にもとづき、市民からの調査請求権を盛り込むなど、実効性のある大阪市条例を制定する。

(15) プラスチックゴミ対策をはじめ、さらなるゴミ減量推進、環境汚染対策にむけて以下のとりくみを強化する。

① マイボトル・マイカップ推奨のために、公共施設等に給水スポットを増設し、広報に努める。

② 3R（発生抑制＝リデュース、再使用＝リユース、再生利用＝リサイクル）を徹底する。

〈ア〉リユース、リサイクル情報などの広報活動をおこなう。

〈イ〉分別品目の拡大でリサイクル率を向上させる。

〈ウ〉乾電池、蛍光管などの回収拠点を増やし、缶・瓶・ペットボトルの分別収集強化や容器包装以外のプラスチックについては可燃ゴミとせずに資源化をすすめる。

③ 資源集団回収活動への啓発や助成の増額をおこない、草の根からのリサイクル運動をすすめる。

④ 不法投棄対策を強化する。

⑤ 一般家庭系ゴミ収集の民営化はおこなわない。

(16) アスベスト対策を強化して、市民の健康を守る。

① アスベストが使用されている公共・民間建築物を「アスベスト調査台帳」として早急に一元管理をおこなう。

② 市担当部署に建築物石綿含有建材調査士を配置するとともに、市職員の意識向上をはかる。

③ アスベストの健診を復活させる。

④ 解体時のアスベスト有無を確認し、飛散防止対策を強化する。

⑤ 民間建築物等のアスベスト撤去費用について、「大阪市環境保全設備資金融資」（アスベスト除去工事等）の復活や補助を充実させる。

(17) 地球温暖化・ヒートアイランド対策を抜本的に強化する。

① 本市のあらゆる施策について、温室効果ガス削減の観点から総点検をおこない、是正する。

② CO₂排出量削減をすすめる。

- ③ 公園整備を促進し、街路樹を大幅に増やすなど、緑化対策を抜本的に強め、緑被面積を大幅に増やす。

(18) 阪神高速道路西大阪線の安治川から大正西区間の料金を無料にするなど、43号線の渋滞緩和と沿線の環境改善をはかる。

(19) 公園や緑の空間づくりを積極的にすすめる。

- ① 「緑被率15%」をめざして緑の空間を大幅に増やす。一人当たりの公園面積を7㎡においた計画を具体化し早期の実現をはかる。また、都市公園整備の目標を大きく改悪した新・大阪緑の基本計画は見直す。
- ② 景観三法にもとづき、公共施設の屋上や公共スペース等も含めて緑の空間を大幅に増加させる。
- ③ 利用者や地域住民の意見を汲み、公園に街灯・トイレ・時計・チャイム・ベンチ・水道設備などを設置、拡充する。
- ④ 樹木の管理や雑草除去等の公園管理の予算をふやす。
- ⑤ 児童遊園補助を元に戻す。
- ⑥ 公園の遊具については、子どもたちの安全を第一に管理する。そのために系統的な定期点検と専門家による点検をあわせておこない、遊具に点検シールなど貼り付ける。また、砂場における犬猫の糞尿対策を抜本的に改善・強化する。
- ⑦ 公園用地などの計画決定においては、公園化の実現まで長期にわたる見通しの場合、地権者とよく話し合い、意向をくみ上げて善意の協力を無にしないようにする。
- ⑧ 休止している水景施設（せせらぎ）を原則的に廃止するとの方針は撤回する。

(20) 各駅や市場・商店街の周辺に集中台数に見合う自転車置場を設置する。有料駐輪場の利用料の減免制度を拡充する。サイクルサポーターを大幅に増やし、不法駐輪が集中している駅などに配置する。

(21) 道路交通法、駐車場法の改定によって設置の必要性が強まった二輪車の駐車場の整備を推進する。

(22) 歴史と文化のかおる大阪市を創る。

- ① 下町に残る町並みの保存や自然環境の保全や修復をめざす対策をとる。
- ② 地区計画や景観条例などを活用し、無秩序な開発を防止する。
- ③ 御堂筋の景観保護の立場から、規制緩和等はおこなわない。

- (23) 生活道路等の補修予算を増額するとともに、私道上でも必要な箇所には道路照明灯を設置し、現在町会に負担させている防犯灯の電気代等は大阪市が負担する。

9、原発から自然 エネルギーへの転換をはかる

- (1) 国に対して即時「原発ゼロ」に向けて以下の点を求める。
- ① エネルギー基本計画については、低エネルギー社会への移行を前提とし、すべての原発の廃止と自然エネルギーへの抜本的転換を明記する。
 - ② 自然エネルギーの普及をはかり、固定価格買い取り制度はすべての自然エネルギーを対象とし、価格や年数などインセンティブが働くようにする。現行の電源開発促進税を財源にあてるなどして、消費者への負担が増えない形とする。
 - ③ 原発運転期間（40年）の延長はしない。
- (2) 関西電力に対して、以下の点を求める。
- ① 原発の再稼働をしない。
 - ② 原発を廃炉にし、プルトニウム利用を中止する。
 - ③ 発電所ごとの運転状況、大阪市域の消費電力量などの情報を公開する。
- (3) 大阪市防災計画に、大阪市域全体を視野に入れた原子力防災対策を確立した原子力災害編を設ける。
- ① 関西電力と「原子力発電所の安全確保等に関する協定」を締結する。
 - ② スピーディ（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を使った被害予測をおこなう。
 - ③ 大阪市独自の核種毎の放射線量モニタリング体制を確立し、情報を公開する。
- (4) 太陽光パネルの設置補助制度を復活させる。

10、安心・安全・低廉で安定した水道事業をすすめる

- (1) 水道事業の民営化を断念し、公営で続ける。
- (2) 浄水場のダウンサイジングを急ぐとともに、遅れている管路や浄水施設の耐震化を抜本的に強化する。

(3) 水道料金について

- ① 社会福祉施設への上下水道料金の福祉減免を復活する。
- ② 2015年10月検針分から従量料金に変更された水道料金を、遡増料金に戻す。

(4) 災害時の飲料水確保のためにも貴重な自己水源を確保する。配水管整備事業のスピードアップをはかるとともに、貯水池の全市的増設など耐震計画の具体化をはかる。

11、市民に信頼される清潔で公正な市政にする

(1) 24区の「区政会議」を地方自治法252条20の区地域協議会に位置づける条例改正をおこなう。

(2) 副首都ビジョンは撤回する。

(3) 特別顧問・参与を多用する市政運営は改める。

(4) 市長の特別秘書は廃止する。

(5) 市政に混乱をもたらす区長・局長公募などの幹部政策を改める。

(6) 「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」「労使関係に関する条例」を廃止し、市職員が住民全体の奉仕者としての自覚と誇りをもって働くことができるようにする。

(7) 各種審議会や行政委員会をすべて公開すると共に選任は公正なものにし、幅広く市民の声が反映されるようにする。女性の委員数を増やす。

(8) 議会選出の監査委員は全会派から公平に選任する。

12、「同和行政」を完全に終結する

(1) 人権行政の名の「同和行政」は廃止し、一般行政のなかでの同和の特別扱いはしない。同和行政終結宣言をおこなう。

- (2) 人権啓発センターは廃止する。
- (3) 「同和」未利用地はすみやかに売却する。
- (4) 「人権教育」の名による「同和」教育を廃止する。
- (5) 「解同」が主導する研究集会への職員派遣や「人権研修」への参加をやめる。
- (6) 部落差別の固定化につながる「差別の実態調査」はおこなわない。

13、平和施策を推進する

- (1) 自衛艦や米艦船など、軍艦船の大阪港入港は認めない。やむを得ない場合は外国艦船に対して、「非核証明書」の提出を義務づける。
- (2) 二度と核兵器による犠牲者を出さないよう、被爆の実相の普及、反核・平和問題についての社会教育の取り組みを援助する。
- (3) 大阪市として、2017年7月、国連において採択された「核兵器禁止条約」を支持し、政府に対して同条約への署名を求める。
- (4) 自衛隊からの自衛官等の募集「協力」には、大阪市として、きっぱり応じられないことを表明するとともに、募集に関する事務はおこなわない。
- (5) 「ピースおおさか」は設置理念にもとづいた展示内容に改める。予算を増額し、学芸員の増員を図る。